

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度認証基準 新旧対照表

基準	旧	新
1.	来店者の感染症予防 (1)入店・注文・支払い時	
1	<p>入口にマスクを着用して入店するように表示する。また、<u>発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入店しないよう表示する。</u></p>	<p>_____ <u>発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入店しないよう表示する。</u></p>
	(2)食事・店内利用時	
5	<p>飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、<u>こまめな手洗い・手指消毒を掲示物等で周知する。</u> <u>※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。</u></p>	<p>_____ <u>こまめな手洗い・手指消毒を掲示物等で周知する。</u></p> <p>_____</p>
2.	従業員の感染症予防	
15	<p>大声を出さないこと<u>やマスクの正しい着用を徹底する。</u> <u>※マスク着用の考え方等については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。</u></p>	<p>大声を出さないこと _____ <u>を徹底する。</u></p> <p>_____</p>
5.	感染者発生に備えた対処方針	
29	<p>感染防止対策に必要な物資<u>(消毒剤、不織布マスク、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等)</u>の一覧表(リスト)を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくよう努める(ローリングストック)。</p>	<p>感染防止対策に必要な物資 _____ <u>の一覧表(リスト)を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくよう努める(ローリングストック)。</u></p>